

臨床倫理の方針

佐世保市総合医療センター

2007年11月1日作成

2012年11月1日改訂

2017年11月10日改訂

2023年8月1日改訂

基本的人権、患者の権利、医療倫理の原則に基づき、患者にとって最も望ましい医療を行う。医療を行う場合の倫理方針として以下を参照し、倫理的課題に対応する際の参考とする。

1. 患者の尊厳を守る

患者の尊厳を守るとは、患者の価値観を尊重し、その人らしく豊かに生きられるように支援すること、また、患者一人ひとりかけがえのない存在として、大切にかつ等しく扱うことである。特に、高齢者、小児、認知症患者、障がい者、LGBTなどの社会的弱者に対しては配慮が必要である。

2. 患者の意思を尊重する

意思決定能力のある患者の意思は、家族等の希望や医療チームの勧めと異なっても尊重する。ただし、患者の意思を実行した時に、患者本人や第三者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合には、医療チームは患者と十分に対話を行う必要がある。

3. 患者の知る権利・選択の権利を守る

患者に対してすべての情報を提供し、診療方針に対する患者の自由な選択を妨げない。

4. 真実を告げる

患者本人が意思決定ができるように、医療チームは診断、治療・ケアおよび予後の見通しについての正確な情報を分かりやすく提供する。

5. 約束を守る

患者との約束を守ることが、医療チームと患者間の信頼関係を高める。医療は互いの信頼関係に基盤があり、約束を守ることが極めて重要である。しかし、約束を守ることが他の倫理原則に抵触する場合がある時には十分に注意する。

6. 守秘義務を遵守する

個人情報保護法を遵守する。診療の過程で取得する情報（患者・家族の病気や家族関係に関する情報など）は「要配慮個人情報」であり、その取り扱いには特に注意しなければならない。「要配慮個人情報」が漏れることによる不当な差別、偏見、その他の不利益から患者を守る義務がある。個人情報の開示については患者の同意が必要である。しかし、守秘義務によって第三者に危害が及ぶ可能性が明らかな場合には守秘義務が解除されることもある。

7. 患者の最善の利益を考える

医療チームは患者に分かりやすい言葉で医学的情報を説明するとともに、患者の人生観・価値観を尊重し、患者の最善の利益を考えて医療を行う。医療チームによる患者の最善の利益の追求と患者の意思決定が対立する場合には、医療チームは患者との対話を通して、合意が得られるように努める。もし合意が得られなければ、患者の意思決定を尊重はするが、緊急で救命の判断が迫られる場合には医療チームの判断が優先される場合もありうる。医療チームの支援があっても意思決定能力がない患者においては、患者の最善の利益を守る立場で、家族等と相談し決定する。

8. 医療資源の公正な配分を行う

同時に複数の患者が集中治療室での治療等といった限られた医療資源を使用する場合に、割り振りの際に競合することがある。医療チームは患者の医療上の必要度に応じて、医療資源を患者に公正に提供する。